⑸　平成18年４月１日から、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用対象工事（入札説明書参照。）」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない（65点未満の場合、工事成績評定書が提出されない場合は競争参加資格なしとする。）。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

なお「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認定・表彰制度」という。）に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照。）。

①　空気調和設備を更新又は新設する工事で、次の内容を含むもの。

・変風量（ＶＡＶ）方式に対応する空気調和機の設置。

（ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機に限る）

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成18年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有し、その他の構成員は平成18年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は実績として認めない（65点未満の場合、工事成績評定書が提出されない場合は競争参加資格なしとする。）。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

なお、「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日国営計第155号、国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照。）。

②　空気調和設備を更新又は新設する工事で、次の内容を含むもの。

・空気調和機の設置。

（ユニット形空気調和機及びコンパクト形空気調和機に限る）

上記①、②の基準を満たす工事について、申請書及び資料の提出期限までに完成し、引渡しを完了する予定であったが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大防止に向け工事期間を延長した対応により、申請書及び資料の提出期限日までに完成しない、引渡ししない工事については、完成し、引渡しを完了した工事とみなすことができる。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）。なお、複数の技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる基準を満たしていない技術者がいた場合は、その技術者以外の者を配置予定技術者とすることを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術管理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

②　平成18年４月１日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる２⑸②の基準を満たす暖冷房衛生設備工事で元請としての経験を有する者であること（当該経験が平成18年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が65点未満の工事は経験として認めない（65点未満の場合、工事成績評定書が提出されない場合は、競争参加資格なしとする。）。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における経験に限る。）。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。

なお、「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月11日　国営計第155号　国営整第197号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても評価の対象とする（入札説明書参照。）。

③　平成18年４月１日以降に産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合は、その取得期間と同等の期間を平成18年４月１日以前に加えることができる。取得期間は年単位とし、１年未満の場合は切り上げた期間とする。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が記載された監理技術者資格者証裏面を含む。）を有する者であること。

⑤　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある（入札説明書参照。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年４月１日付け建設省営管第124号）に基づく指名停止を受けていないこと。